

○ 労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十二年^{大蔵省}総務府令第八号）
労働省

改正案		現行	
<p>（自己資本の充実の状況に係る区分及びこれに応じた命令）</p> <p>第二条 法第九十四条第二項及び労働金庫法施行令（昭和五十七年政令第四十六号）第七条第一項において読み替えられた法第九十四条第一項において準用する銀行法（以下「銀行法」という。）第二十六条第二項に規定する内閣府令・財務省令・厚生労働省令で定める労働金庫又は労働金庫連合会（以下「金庫」という。）の自己資本の充実の状況に係る区分及び当該区分に応じ内閣府令・財務省令・厚生労働省令で定める命令は、次条に定める場合を除き、次の表のとおりとする。</p>			
(略)	(略)	(略)	(略)
第二区分 单体自己 資本比率 一パーセ	次 の各号に掲げる自己資本の 充実に資する措置に係る命令 一〜六 (略)	第二区分 单体自己 資本比率 一パーセ	次 の各号に掲げる自己資本の 充実に資する措置に係る命令 一〜六 (略)
自己資本の充実の状況に係る区分		自己資本の充実の状況に係る区分	
命令		命令	

	<p>七 法第五十八条第二項第七号から第二十三号までに掲げる業務及びこれに付随する業務若しくは同条第七項各号に掲げる業務又は法第五十八条の二第一項第五号から第二十一号までに掲げる業務及びこれに付随する業務若しくは同条第三項各号に掲げる業務の縮小又は新規の取扱いの禁止</p>	<p>八 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>2 銀行法第二十六条第二項に規定する内閣府令・財務省令・厚生労働省令で定める金庫及びその子会社等（銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。以下この条及び次条において同じ。）の自己資本の充実の状況に係る区分及び当該区分に応じ内閣府令・財務省令・厚生労働省令で定める命令は、次条に定める場合を除き、次の表のとおりとする。</p>
	<p>七 法第五十八条第二項第七号から第二十一号までに掲げる業務及びこれに付随する業務若しくは同条第七項各号に掲げる業務又は法第五十八条の二第一項第五号から第九号までに掲げる業務及びこれに付随する業務若しくは同条第三項各号に掲げる業務の縮小又は新規の取扱いの禁止</p>	<p>八 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>2 銀行法第二十六条第二項に規定する内閣府令・財務省令・厚生労働省令で定める金庫及びその子会社等（銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。以下この条及び次条において同じ。）の自己資本の充実の状況に係る区分及び当該区分に応じ内閣府令・財務省令・厚生労働省令で定める命令は、次条に定める場合を除き、次の表のとおりとする。</p>
<p>自己資本の充実の状況に係る区分</p>	<p>命令</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>自己資本の充実の状況に係る区分</p>	<p>命令</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

3・4 (略)	(略)	第二区分
	(略)	連結自己 資本比率 一パーセント以上 二パーセント未満
	(略)	次の各号に掲げる自己資本の充実に資する措置に係る命令 一〜八 (略) 九 法第五十八条第二項第七号から第二十三号までに掲げる業務及びこれに付随する業務若しくは同条第七項各号に掲げる業務又は法第五十八条の二第一項第五号から第二十一号までに掲げる業務及びこれに付随する業務若しくは同条第三項各号に掲げる業務の縮小又は新規の取扱いの禁止 十 (略)
3・4 (略)	(略)	第二区分
	(略)	連結自己 資本比率 一パーセント以上 二パーセント未満
	(略)	次の各号に掲げる自己資本の充実に資する措置に係る命令 一〜八 (略) 九 法第五十八条第二項第七号から第二十一号までに掲げる業務及びこれに付随する業務若しくは同条第七項各号に掲げる業務又は法第五十八条の二第一項第五号から第十号までに掲げる業務及びこれに付随する業務若しくは同条第三項各号に掲げる業務の縮小又は新規の取扱いの禁止 十 (略)